

守山商工会による防災対策に係る支援協力に関する協定（案）

名古屋市（以下「甲」という。）及び守山商工会（以下「乙」という。）は、平時及び災害時における防災対策に係る支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、乙が実施する防災対策（平時及び災害時含む）に係る支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この協定において対象とする災害は、名古屋市守山区域に災害救助法が適用されるなどの大規模な災害とする。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、次に掲げる事項について、可能な範囲において、支援協力に応ずるものとする。

- (1) 災害時における物資及び人材等の供与・派遣
- (2) 災害時における避難生活の質の向上に資するサービスの提供
- (3) 平時における防災啓発
- (4) その他防災対策の実施

（支援の実施）

第4条 支援協力の開始時期、区域及び内容等は、甲、乙協議の上定めるものとする。

（訓練等の実施）

第5条 甲、乙は、この協定の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が支援協力の実施に伴い要した経費の負担は、その都度甲、乙協議の上定めるものとする。

（実施細目）

第7条 この協定の実施について必要な事項は、甲、乙協議の上別に定めるものとする。

（連絡体制）

第8条 甲及び乙は、お互いに緊急時の連絡先を取り交わし、随時更新する。

(協議事項)

第9条 この協定に関する疑義、又はこの協定に定めがない事項については、甲、乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から1年間、効力を生じるものとする。

2 前項の期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、本協定は、期間満了の日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が各自1通を保管する。

令和7年8月19日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市
名古屋市長 広沢 一郎

乙 名古屋市守山区守山二丁目8番54号
守山商工会
会長 森 藤左エ門